

議案第 12 号

桐生市都市公園条例の一部を改正する条例案

桐生市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市都市公園条例の一部を改正する条例

桐生市都市公園条例(昭和 46 年桐生市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第 1 条―第 3 条の 6)」を「(第 1 条―第 3 条の 7)」に改める。

第 1 章中第 3 条の 6 の次に次の 1 条を加える。

(公園施設に関する制限等)

第 3 条の 7 政令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 12 号 桐生市都市公園条例の一部を改正する条例案

都市公園法施行令の一部改正に伴い、運動施設率の規定について、所要の改正を行おうとするものです。